全建事発第 086 号
令和７年 11 月５日

各都道府県建設業協会
　専務理事・事務局長　殿

一般社団法人　全国建設業協会
専 務 理 事　山 崎　篤 男
〔 公 印 省 略 〕

# 災害応急対策業務等における統一的な衣類の着用の試行について（情報提供）

平素は本会の活動につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、国土交通省において、災害応急対策業務等を実施する地域建設業に対する国民の関心と理解を深めてもらうべく、統一的な衣類の着用等の取組について検討を進めてきたところです。

今般、統一的な衣類の着用が、災害対応時に建設業が果たす社会貢献の認知度向上につながるかを確かめるため、一部工事を対象に以下のとおり試行が行われることになりましたので、お知らせします。

つきましては、ご多忙の折り、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、今般の試行の結果、効果があると判断された場合であっても、統一的な衣類の着用は強制されるものではなく、従来から着用している衣類を引き続き着用することも認められています。

【対象工事】地方整備局と「災害協定を締結している企業」、または「災害協定を締結している団体に加盟している企業」が受注している地方整備局発注工事から選定

【費　　用】衣類への支出実績に基づき、現場環境改善費を積上げ計上（詳細は別添２を参照）

【試行期間】令和７年度中

【注意事項】今般の試行を踏まえ、別添１のビブスデザインで取り組みを進めて行くこととなった場合、ビブスデザインの白抜き部分（マジックテープ・反射材の仕様）には、必要に応じ、各都道府県協会名や各企業名を明示することが可能になります。

災害対応等で当該ビブスを使用する場合、別紙のとおり表面胸元及び背面上部の白抜き部分２箇所に各都道府県協会名、背面下部の白抜き部分に各企業名を明示すること等が想定されます。明示のために必要となる協会名や企業名の入ったマジックテープ等については、各協会又は各企業の費用で別途調達することになります。

なお、<u>今回の試行において、白抜き部分に対して各協会及び各企業で対応（協会名や企業名の入ったマジックテープ等を調達し貼り付けること）する必要はありません。</u>

以　上

（担当：事業部　三浦）

【添付書類】

別紙　　ビブス白抜き部分の利用例
別添１　試行内容等に係る国土交通省事務連絡
別添２　費用計上方法等に係る国土交通省事務連絡